

法人県民税法人税割の特例措置の延長について（お知らせ）

千葉県

県税の申告・納税につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県では、「法人の県民税の特例に関する条例」（昭和50年千葉県条例第38号）を制定し、法人県民税法人税割について、税率を1.8%とする特例措置（標準税率1%に、0.8%を加算）を実施しています。

令和2年9月定例県議会においてこの条例が改正され、引き続き都市基盤、防災及び福祉・医療施設の整備の一層の推進に要する費用に充てるため、税率の特例措置の適用期限が5年間延長されました。

今後とも、この特例措置の趣旨及び法人県民税の申告・納付について御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、中小法人等につきましては、引き続き特例措置の適用を除外する負担軽減措置を設けております。

千葉県における法人県民税法人税割の内容

区分	内容
税率	1.8%
中小法人等に対する不均一課税	資本期の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下の法人等 ⇒ 1%
適用期間	令和7年10月31日までに終了する各事業年度分について適用
実施目的	都市基盤、防災及び福祉・医療施設の整備の一層の推進に要する費用に充てるため

※1 対象法人ごとの税率は裏面を御覧ください。

※2 詳しくは管轄の県税事務所にお問い合わせください。

（連絡先は送付封筒の裏面を御覧ください。）

【対象法人ごとの税率】

区 分	税 率
・ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	1. 8%
・ 法人税割の課税標準となる法人税額(注)が年1,000万円を超える法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。)	
・ 保険業法に規定する相互会社	
・ 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社	
・ 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人	
・ 法人税法に規定する受託法人	
・ 上記のいずれにも該当しない法人	1%

(注) 他の都道府県に事務所又は事業所を有する場合は、関係都道府県に分割される前の額